

米國の交通行政に就て (三)

内務事務官 武井群嗣

はしがき

第一章 州際交通委員會

第一節 總論 (以上第九卷第九號所載)

第二節 各論 (第九卷第十一號所載)

第二章 農務省道路局

第一節 總論

道路に關する調査研究を爲さしむる目的を以て、一八九三年農務省部に道路局 (Bureau of Public Roads) の設置を見てから後、米國の地方道路は漸次改良の機運に向つて來たものと見るこゝが出来る。尤も道路局は、その創設

以來一九一二年に至るまでは、主として純教育的の立場に於て其の仕事を爲し來つたのであつて、即ち地方道路當局者に對し、道路の構造又は維持修繕に關する事項を實地若は實驗により又は出版物等によりて詳細に教示し、以て道路に關する原則的知識經驗を會得せしむることに専ら努力したのである。斯の如く本局の仕事は其の當初に於て教育的事業を主とし、地方道路の改良に對する實行的活動に出づる如き事はなかつたけれども、併し道路局の此種の行動が米國に於ける地方道路の改良に對し何等貢獻する所なかりしものと斷言することは誤謬の甚しきものである。何となれば本局の地方道路當局者に對する道路知識の普及は、聽て地方當局は勿論一般公衆の道路に對する感興を惹

起し、従つて全國に亙る道路改良運動の素因を作つたからである。

一九二二年に至り、道路局は同年度の郵便局の經費豫算に計上せる郵便道路 (Post roads) の建設に關する事項を監督するの權限を委任された。而して之が本局をして其の調査的又は教育的職能の範圍より、一步を踏み出さしめ、道路建設に關する行政的、實行的事務に従事せしむる濫觴となつたのであつて、其の後一九一六年合衆國道路補助法 (Federal Aid Road Act) の公布を見るに及んで、本局の爲すべき事務は著しく擴張せられ、爾來同法及其の關係法令の改正を見る毎に益々事務の範圍を擴大し、現今に於ては道路費國庫補助に關する事項を道路局管掌事務中最も重要なるもの、一に數へざるを得ざる迄に立至つたのである。が然し、同局本來の職能たりし調査及教育に關係する事項は之が爲め毫も輕減されたるものでなく、寧ろ現代科學に立脚せる道路改良法の調査研究並に之が普及發達に關しては他の之と同種の事項を目的とする單獨機關よりも重

且大なる貢獻を爲し且努力を拂ひつゝあることを看過するを得ないのである。

尙一九一五年に於ける官制の改正に依り、農業灌漑及排水其他農業技術に關する原則的知識を地方に普及し以て之が向上發達に資するが爲に、必要なる事項を掌るの權限は、農務省部内に於ける總ての技術的事項を整理統一するの目的を以て、之を道路局に統一委管されたので、現今に於ては是等農業技術に關する事項をも本局に於て掌理して居るのである。

第二節 各論

前節に於て述べたる如く、道路局は創設以來年次の發展ミ幾多の沿革を経たる結果、其の掌る事務も亦著しき膨脹を來して居るから、道路局の職能を叙説せんとするには、先づ之を (一) 道路費國庫補助に關する事項、(二) 森林道路及國立公園道路の建設に關する事項、(三) 道路の構造及維持管理並其の費用の調査に關する事項、及 (四) 灌

溉、排水其の他農業技術、農業器械、農業建築、農家衛生等の調査に關する事項に分つこゝを便宜とする。

第一 道路費國庫補助

道路費國庫補助制度の運用に關しては、道路局は各州道路當局の協力に相俟つて之を行ふのであるが、之に付ては先づ一九一六年の合衆國道路補助法を改正したる一九二一年の合衆國道路法 (Federal highway act) に依り、各州の區域内に存在する地方道路中州際交通の設備として最も重要なるものを其の總延長の七%を超えざる限度に於て選擇し、之を合衆國補助道路として指定することを要する。而して之が指定を爲すに當りては、道路局は合衆國及各州の利益を代表して行動するのであつて、各州道路當局に依つて選定されたる補助道路の路線は其の隣接州との間に於ける所謂州際交通の情況を考慮し兼ねて合衆國內交通の情勢を斟酌したる上、更に取捨選擇を加へられ、茲に初めて統一されたる州際道路交通網の指定が成立するのである。

斯の如き方法に依りて指定されたる國庫補助道路の延長は今や合計約十八萬四千哩に達し、合衆國豫算に計上せる道路補助に關する經費は、専ら此の指定道路に對して配付せらるべく、道路局は農務長官を代表して各州道路當局との共同管理の下に之を基本として各州に造成せらるる、道路基金より交付すべき補助金を支出するのである。而して道路局長 Thomas H. Macdonald 氏の説明に依れば、本省及州當局の合同管理又は監督の下に國庫補助を以て改良されたる道路の延長は、一九二六年末に於て約五萬六千哩に達し、尙改良工事の途中に在るもの約一萬四千五百哩以上に及び、更に改良工事施行の認可を得たるもの約一千六百哩を算するを以て、國庫補助に依り既に改良され又は改良されるべく決定したる道路の總延長は實に七萬二千哩に及ぶべく、尙之に加ふるに國庫補助を得ることなく州に於て既に改良工事を施行したる指定道路を以てするときは、改良せられたる道路の總延長は大凡十五萬哩に達するのである。指定したる道路の改良に對し交付すべき國庫補助に關す

る經費は、四十八州及ハワイに對し其の面積、人口及郵便道路哩程の三者を基礎とし、三者各同等の價值を有するものとて之を按分配當する。各州は之を以て一の基金を造成し、此の基金の中から工事施行を認可したる指定道路の新設又は改築に對し補助金の額を割當て交付するのである。

而して法令の規定によれば指定道路の新設又は改築に要する費用に對し國庫の補助すべき金額は特別の事由ある場合を除くの外、一哩に付一萬五千弗を越ゆることを得ないのであるから、各州に於ては少くも之と同額以上の支出を爲さねばならぬ事となるのである。

國庫補助道路に關する行政を行ふに當り、道路局は國利並農務長官を代表し、各州道路當局と協力して道路の改良に關する計畫及實行の進歩發達に付責を負ひ、長官に依り與へられる認可の基礎たる道路改良工事の検査及監督を爲すは勿論、之に對し補助せらるる、國費の支拂をも擔當するのである。尙斯の如くにして工事を竣功したる道路の維持は當該州道路部に委付せられるのであるが、道路局の技

師は定期的に其の狀況を検査し、修繕を要すべき箇所を認めたるときは、何時にても之を州當局に指示すべく、州當局は之に従ひ道路の維持修繕に遺憾なきを期するのである。(尙本誌第九卷第三號七六頁拙稿「米國道路局年報の概要」参照)。

第二 森林道路の建設

國有林野内に於ける道路の建設及改良も亦道路局の主管する所であるが、之に關しては道路局は農務省林務局と協力し或る場合には州道路當局とも協力して之を行ふ。而して此の事業を遂行する爲に必要な經費は特に合衆國豫算中に計上されてある。

抑々森林道路の開設及改良を必要とする所以は、之に依りて民衆の森林地帯に接近することを容易ならしめ、山火事を防止する施設を爲すに便ならしめ、及森林地帯の内外に於ける通信設備を完備せしめ、以て天然資源の開發に資せんことを在ることは言を俟たぬ。而して西經百三度以

西即ちニュー・メキシコ州の東境より西の地方は殆んど全地積の五分の一を森林に依つて占めらるゝ、實況に在るを以て、西部アメリカに於ける主たる州際道路は必ずや是等廣大なる面積を占め又は各地方に散在する森林地帯内を通過せざるを得ざるに拘らず、是等の森林地帯は聯邦政府の管理する所となり、而かも之れに對しては各州の課稅權を認めて居ないのであるから聯邦政府は必然的に自ら其の地帯内に於ける道路の建設を爲さざるを得ないのである。事情

斯の如くであるから國營森林道路(National Forest road)

は各州内の地方道路及國庫補助道路と密接なる關係を有し、又、事業の性質上道路を主管する道路局と林務を主管する林務局及關係各州當局との間に緊密なる連繫を保ち協力するを要し、従つて前項に述べたる國庫補助道路の如きも森林道路との關係を顧慮して指定され、森林道路は又國庫補助道路との關係を顧慮して選定されて居るのである。而して斯く選定されたる森林道路が道路局の指揮の下に建設改良さるべきは言を俟たない。

森林道路の建設と相關聯するの故を以て、最近に至り國立公園内に於ける道路の築造に關する事項をも道路局をして掌らしめることとなり、従つて現在に於ける同局は國立公園の技術的顧問となり、國立公園内に於ける道路の建設及改良に關する調査及計畫をなし且其の工事の執行を監督するの任務を有するのである。

第三 道路技術の調査

道路技術に關する調査研究及其の普及發達を圖るこの重要な事は言を俟たぬ所であつて、道路局本來の使命も亦茲に存して居た事は冒頭にも述べた通りである。而して道路の技術的及經濟的調査は道路築造に關する設計及施工に際し可及的に道路の效用又は價值を増進し、而かも工事費其の他の費用を出來得る限り節約せんことを主眼とするのは固より其の所であつて、斯の如き調査研究の必要且重要な事は合衆國、各州及地方公共團體に於ける道路改良計畫及其の實施の擴張發展に伴ひ愈々其の度を高め

來つたのである。

道路局は如上の需要に適應して現代的道路の經濟的建設に關する指導者たるの位置を占め、其の創設以來絶えざる努力を爲して居るのであるが、特に重要な根本的技術調査の大部分はアーリントン (Arlington Va.) に設置せる農務省土木試験所に於て行はれ、貨物自動車の路面に及ぼす物理的影響、各種路面の構造、自動車其他の車輛との關係特に路面摩擦の調査、道路の效用を完全ならしめ且之を増進する適當なる土地地質の研究等は目下當所に於て調査施設中の主なるものである。

國庫補助道路又は國營森林道路の指定、選定、建設又は改良等に付道路局が林務當局及各州當局と緊密なる協力を保つことは前にも述べた所であるが、其の事實は道路局がコネクチカツト、メイン、ニュー・ヘムプシエア、ヴァーモント、ペンシルヴァニア、オハイオ及カリフォルニア各州の道路當局並にイリノイ州クック郡の當局と協力して當該州郡内に於ける道路交通調査を遂行したと云ふ點に於て

も之を實證することが出来る。而して交通調査を行ふことは、道路に關する事務又は技術に従事する官吏々員に對しても最も重要且有效なる資料を提供することゝなるのみならず、這個の調査は至りて各州の管理に屬する道路に付各地方當局者が實地に詳細なる調査を爲したるもの、報告に基きて之を歸納したものであるから、各州道路當局者は之を參考として當該區域内に於ける道路の改良を最も科學的に計畫し之を遂行するには缺くべからざるものなる事と言ふ迄もない。

道路局の施行したる試験又は調査の大部分は常に有益なる結果を齎し、その多くは即時に之を應用實施する可能性を有つて居ることは、最近に於て施行された道路の新設又は改築工事の成績に就て見るも明であつて、道路技術に關する調査の進捗に伴ひ、道路工事に避け得べき施工に要する時間若は費用の損失を軽減し、又は新施設又は新方法の採用に依り工事施行の能率を増進する等の効果は益々著しくなるであらう。尤も道路局の施行する試験又は調査の中

には即時に其の結果を應用することの出来ないものも無い譯ではないが、道路局は此の點に付、道路の改良は長期に亙る繼續的事業と見て居るから、假令是等調査事業の完成が後年に至るからとて、それが爲に道路技術の根本的調査を爲すことを躊躇すべきものでないを信ずる。而して斯の如き長期に亙る基本的調査事業の一例として、道路の路床に適當する土地々質の性質及其の變化に關する實驗的研究の如きものを擧げることが出来るであらう。

第四 農業技術の調査

農務省官制改正の結果、農業技術に關する事項が道路局の主管に移された事は既に述べた所であるが、道路局は此

の改正に基き、農業の爲にする排水及灌漑、農業に使用する器具機械、農業建築、農家の爲にする上下水道、農家の暖房及照明裝置等に關する調査研究を掌り及之が普及宣傳に努める事となつてゐる。而して其の最近に於て完成を見たる重なる事項は、各種作物に對する灌漑設備に於ける水流量等の測定、各種土壤に於ける灌漑又は排水設備の深さ廣さ等の標準、種々なる構造に依る溝又は暗渠に於ける水で流の測定等の農業用排水及灌漑施設に關する基本的調査あつて、目下調査中に屬する事項の重なるものは、農業水利に關する各種設備の能率に關する調査、農村生活者の爲にする暖房裝置の能率に關する研究等である。